

委員会の審査から

市議会には、4つの常任委員会が設置されており、本会議で付託された議案・請願等、各所管事項について詳細にわたり審査を行いました。その中から、各委員会の主な審査状況をお知らせします。

文教社会

委員 忠生地区子どもセンター新築工事請負契約
(仮称) 忠生地区子どもセンター新築工事請負契約
委員 子どもセンターで地元から出た特徴的な要望についてはどうだったのか。
児童青少年課長 地元の方からくるテラス、滑り台など、子どもたちが自由に走り回れるような施設が欲しいという要望をいただき、設計も地元の子どもの声が入った形になります。
委員 エネルギーマスターについて、例えば太陽光発電とか検討されたのか。
営繕担当課長 太陽光発電は当初計画はありましたが、屋上で観察とかを行いたいという要望があり、スペースがないということで見送りました。ただし、LED照明等は

検討し、プレイルーム、ダウンライト、外回りのブラケットに配置しています。
南大谷学童保育クラブの指定管理者の指定について
委員 これまで直営だったのが、変更する理由はなにか。
児童青少年課長 市の全体的な指定管理者に移行するという形の中で検討し変更しています。
委員 これからも直営の学童保育クラブについて指定管理に委託していく流れの中で位置づけととらえていいのか。
児童青少年課長 順次指定管理に移行するかどうか検討、研究中です。いろいろ今後のノウハウもありますので、いくつかは市で管理する必要がある。

て、市内だけでなく、市外の事業者の方にも町田市産業振興への取り組みを効果的にPRし、企業誘致、企業立地につなげることを目的とするために条例を改正したものです。
委員 産業振興基本条例の本来の趣旨からすれば、市内の企業、業者の振興、発展ということが中心に据えられるべきだと思う。市内業者への支援を中心にしたものにこそ力を入れるべきではないか。
経済観光部次長 条例の改正の文言の中に創業の支援や事業者の事業拡大というものが今回改めて入れました。その中に、市内業者の方の販路拡大、産官学の連携事業、市内の中小企業の方のビジネスチャンスの拡大を図るということも含まれ、この条例の中に入れ込んでいくつもりです。

総務

市民相談費
委員 市民相談費の満足度調査について、一、二階を中心にした調査なのか、新庁舎内全体になるのか。また、この調査をどういうふうに生かそうと考えているのか。
広聴課長 新庁舎全体でどのようなサービスを受けていただき、満足いただいたかを調査させていただきます。
政策経営部長 今までとサービスの方法を変えています。さらにレベルアップをしていくためのアンケート調査が主な内容になってきます。
施設解体工事費
委員 交通安全上、通学路、待機車両の問題など、どのような対策がとられているのか。
営繕担当部長 通学路の問題がありますが、周辺には町田高校などがありますので、当然、児童生徒、高校生の方の登校時等の配慮はさせていただきます。これから予算が決まり、業者が決まってくれば、その中で交通誘導員の安全配慮の徹底や、工事車両の時間帯の制限など、その辺も含めて今後検討していきたいと考えています。

町田市産業振興基本条例の一部改正
委員 なぜ今回のような条例改正が必要だったのか。
経済観光部次長 本件は産業振興計画の推進事業や新五年計画の重点事業として創業支援を行うこと、事業拡大を支援することが町田市の責務であるということを改めて明確にしました。これによ

建設

町田市下水道条例の一部改正
委員 一・四・ジオキサンが、新たに毒性があるということに加えられたということだが、一体どんな業種に多く使われるものなのか。
水再生センター所長 この物質については、化学工業、医薬品製造、繊維工業、一般機械器具製造業というところでも使われているということですが、一般の家庭では界面活性剤にも少しは入っているだろうということですが、中央環境審議会で精査し基準である数値を設定し、それ以下で流せば問題ないという設定をしています。
クリーン運転等業務委託料
委員 町田市のクリーンを運転していた体制を委託するというところで、人数で委託するのか、それともその業務を丸ごと委託するのか。
資源循環課長 可燃ごみクレインと粉砕ごみクレインという二種類のクレインの運転部分を委託します。
公園緑地管理費
委員 公園駐車場管理委託料は直営三公園のシルバー人材センターへの委託料、施設改修工事費と備品購入費は、有料化する八公園すべての公園の費用と考えてよいのか。
公園緑地課長 管理費の中のシルバー人材センターは市が直接管理をしている三公園の費用です。施設改修工事費と備品購入費は整備費です。この現予算で賄えるというふうに今は見込んでいます。

健康福祉

町田市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例
委員 条例制定によって実務上の設備や職員が変わるのか。
生活衛生課長 食品衛生法施行令の改正前は、食品衛生検査施設の設備等の基準は国の政令等に規定されていて、それに従うことになっていました。今回、条例で定めることになっている内容は、従前の政令等に規定されている内容と変わりますが、この条例制定によって新たな設備や組織の整備が直ちに必要になるということはありません。
委員 施設の基準が書かれているが、町田市ではこの設備はすべて満たしているのか。
生活衛生課長 現状において、検査室等の部分、機械及び器具について、すべてを備えているわけはありません。委員 食中毒とか食品の安全性を保つために、立入検査をされると思うが、どのような方法で検査をされるのか。
生活衛生課長 食中毒等が起こった場合の対応については、まずは通報があったときに症状が出ていない方に対して例えば検便などの検査を行う、あるいは原因となっていると思われる食堂その他の食品の施設の状況について検査を実施します。その場合、検体を検査することになりますが、現状では、東京都の検査施設に依頼して検査を行っているという状況です。
委員 条例は定めるけれども全部備える義務はないし、いつまでという決まりや指

導もないと解釈してよろしいのか。
生活衛生課長 本来であれば、そのとおり全部整備しなければいけないということになるわけですが、今回のこの案ではただし書きがついておりまして、設備の一部について、これを設けると同等の効果を有する措置をとれば、この限りではないと規定しています。これは、町田市の検査業務については東京都との協定により東京都の検査施設によって行えることになっています。東京都の検査施設を使用する場合には、緊急の場合にも対応できるということで、実際にこのとおり整備されていないけれども、同等の効果がある措置がとられていると認識しているところです。